

光市飼い主のいない猫保護器貸出要綱を次のように定める。

令和8年9月15日

光市長 芳岡 統

光市告示第156号

光市飼い主のいない猫保護器貸出要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、光市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱（令和8年光市告示第155号。以下「交付要綱」という。）の実施に際し、飼い主のいない猫の保護器（以下「保護器」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところにする。

- (1) 飼い主のいない猫 交付要綱第2条第1号の猫をいう。
- (2) 貸出対象者 保護器を貸し出すことができる者をいう。
- (3) 借受者 保護器を借り受けた者をいう。
- (4) 申請者 第5条の規定による保護器の貸出申請を行った者をいう。

(貸出対象者)

第3条 貸出対象者は、交付要綱第8条の事前確認書を提出した者であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。ただし、当該事前確認書で届け出た猫を保護する場合に限る。

- (1) 保護器の設置に関して、土地所有者、地域住民等から合意を得ていること。
- (2) 自己の責任で保護器の管理ができること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、保護器の貸出しをするものとする。

(法令遵守)

第4条 借受者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）、山口県動物愛護管理推進計画その他関係法令等を遵守しなければならない。

(保護器の貸出届)

第5条 貸出対象者は、保護器を借り受けたいときは、飼い主のいない猫保護器貸出届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）を市長に提出するものとする。

(貸出決定)

第6条 市長は、届出書の提出があった場合において、速やかにその内容を審査し、貸し出すことが適当と認めるときは、保護器を貸し出すものとする。

(保護器の貸出期間)

第7条 保護器の貸出期間は、貸出しを行った日から起算して15日以内とする。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、7日を上限としてこれを延長することができる。

2 保護器の貸出終了日が、光市の休日を定める条例（平成16年光市条例第2号）第1条に規定する休日に該当するときは、翌開庁日を貸出期間の終了日とする。

(猫保護器の貸出しに伴う費用)

第8条 保護器の貸出しは、無料とする。ただし、保護器の使用に伴い発生する費用は、借受者の負担とする。

(保護器の設置)

第9条 保護器の設置場所は、市内に限るものとし、借受者の所有地以外に保護器を設置するときは、当該地の所有者又は管理者の許可を得なければならない。

(目的外使用の禁止)

第10条 借受者は、第3条第2項に掲げる目的以外で保護器を使用してはならない。

(猫保護器の貸出しの取消し)

第11条 市長は、第7条第1項の貸出期間中であっても、借受者が第4条の法令等に違反したことが明らかな場合又はこの告示の規定に反する行為を行ったことが明らかな場合には、保護器の返却を命ずることができる。

2 借受者は、前項により保護器の返却を命じられたときは、速やかにこれを市へ返却しなければならない。

(借受者の責務)

第12条 借受者は、貸出しを受けた保護器を貸与、譲渡、改造、売却その他第三者へこれを引き渡す行為をしてはいけない。

2 借受者は、保護器に形状の変化、破損又は汚損等があったときは、その責任で修理、清掃等の措置を行い、紛失したときは、当該保護器の相当額を賠償し、又は同等品を納品しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りではない。

(免責事項)

第11条 市長は、保護器の貸出しに起因する全ての事故、紛争等について、その責めを負わない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、保護器の貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月15日から施行する。